

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度		平成 21 年度													
条 例 名	神奈川県立図書館条例														
条 例 番 号	昭和 33 年神奈川県条例第 32 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 2 節												
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局生涯学習文化財課														
条 例 の 概 要	県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設である神奈川県立の図書館の設置等に関し必要な事項を定めている。														
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考												
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	県立図書館及び県立川崎図書館は、県民が必要とする図書などの資料、情報などを提供するとともに、市町村立図書館などへの支援を行うための社会教育施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、図書館法第 10 条及び地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立図書館及び県立川崎図書館の設置等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。													
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	県立図書館は、社会・人文科学系に関する資料の収集、保管、閲覧及び貸出を行い、県立川崎図書館は、自然科学・工業系に関する資料の収集、保管、閲覧及び貸出を行うとともに、レファレンスサービス(*)、各資料の調査研究を行うなど、県民の学習活動の場として利用されており、有効に機能している。 *利用者の課題解決を手助けするための調査相談サービス	入館者数(人) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>県 区</th> <th>川 崎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>251, 284</td> <td>212, 930</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>260, 393</td> <td>192, 762</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>234, 481</td> <td>206, 364</td> </tr> </tbody> </table>		県 区	川 崎	H20	251, 284	212, 930	H19	260, 393	192, 762	H18	234, 481	206, 364
		県 区	川 崎												
	H20	251, 284	212, 930												
	H19	260, 393	192, 762												
	H18	234, 481	206, 364												
効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	県立図書館及び県立川崎図書館は、貴重な資料等を収集、保管するという施設の高い専門性を維持するため、直営で運営しているが、組織、職員数等については常に見直しを行っており、効率的な運営が行われている。														
基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合している)	県立図書館及び県立川崎図書館は、県の総合計画である「神奈川県力構想」に基づき、見直しについて検討を進めている。														
適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	図書館法上の図書館及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。														
その他															
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項												
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)												